
公害紛争処理法施行規則の一部を改正する省令

○総務省令第二十六号（平成十四年三月十三日）

公害紛争処理法施行令（昭和四十五年政令第二百五十三号）第二十条の規定に基づき、公害紛争処理法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

公害紛争処理法施行規則の一部を改正する省令

公害紛争処理法施行規則（昭和四十七年総理府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「弁護士である代理人」を「弁護

士又は弁護士法人である代理人」に改め、同条第二項中「弁護士」の下に「又は弁護士法人」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（事件を担当する社員の届出）

第二条の二 代理人となった弁護士法人は、遅滞なく、当該事件を担当する社員の氏名を都道府県に係る調停委員会又は仲裁委員会に書面で届け出なければならない。

附 則

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。
